

事務連絡  
令和4年10月5日

各 電子レセプト請求  
保険医療機関・薬局 様

高知県国民健康保険団体連合会

### 電子レセプトの選択式記載コードの記載について

本会の事業運営につきましては、平素より種々ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和4年3月25日付け厚生労働省保医発0325第1号通知の診療(調剤)報酬明細書の摘要欄への記載事項等一覧「別表Ⅰ(医科・歯科・調剤)」、「別表Ⅱ(薬価基準)※医科・歯科のみ」及び「別表Ⅲ(検査値)※DPC対象病院のみ」において、選択式記載コードが設定されている項目【診療(調剤)行為等】については、令和4年10月診療(調剤)分以降は、該当するコードを選択のうえ請求することと定められています。

つきましては、令和4年10月診療(調剤)分以降の電子レセプトの請求において、該当する選択式記載コードが選択されていない(フリーコメントによる入力等)レセプトは、記載要領上の不備として、原則返戻となりますのでご注意ください。

担当：審査課

○歯科・薬局

第1係 (TEL:088-820-8404)

○医科(高知市外に所在する保険医療機関)

第2係 (TEL:088-820-8405)

○医科(高知市内に所在する保険医療機関)

第3係 (TEL:088-820-8406)